

24川企広第1293号  
平成25年3月12日

神奈川県総務局施設財産部財産管理課長 様

川崎市総合企画局都市経営部広域企画課長

元京町アパート・寮に関する要望等について（依頼）

平成24年12月10日付けで川崎市議会議長あてに提出された請願第54号「元京町アパート・寮を取得し、地域住民の憩いの場としての機能と防災機能を兼ね備えた公共施設や保育所等を整備することに関する請願」に対する川崎市議会総務委員会での意見を踏まえ、次のとおり要望いたしますので、御検討くださいますようお願いいたします。

- 1 県有地の定期借地権を利用した貸付制度について、原則として1市町村1件とする方針を緩和すること。
- 2 県有地の定期借地権を利用した貸付制度について、貸付料の減免を行うこと。
- 3 元京町アパート・寮の用地に関して、県自ら地元住民に対して、今後の跡地の処分方法等についての説明を早急に行うこと。
- 4 元京町アパート・寮の用地を、県が直接社会福祉法人へ時価よりも低い額で貸付を行うことにより、地域福祉の向上に寄与する事業に協力すること。または、公園整備を目的として、用地を本市へ無償貸付すること。
- 5 公園整備のための無償貸付が困難な場合は、地元の意見を踏まえ、京町1丁目公園及び京町第3公園との一体的利用が可能となるよう、近隣住民の利便性の向上に協力すること。

(総合企画局都市経営部広域企画課担当)

電話044-200-2022